

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会（第24回）議事録

1. 日時 平成28年12月9日（金） 10:57～12:00

2. 場所 総務省11階 第3特別会議室

3. 出席者

① 電話網移行円滑化委員会構成員

山内 弘隆 主査、相田 仁 主査代理、池田 千鶴 委員、井手 秀樹 委員、
内田 真人 委員、北 俊一 委員、酒井 善則 委員、関口 博正 委員、
長田 三紀 委員（以上、9名）

③ 総務省

富永総合通信基盤局長、巻口電気通信事業部長、秋本総合通信基盤局総務課長、竹
村事業政策課長、安東事業政策課調査官、堀内事業政策課企画官、影井事業政策課
課長補佐、宮野事業政策課課長補佐、藤野料金サービス課長、内藤料金サービス課
企画官、柳迫料金サービス課課長補佐、荻原電気通信技術システム課長、杵浦電気
通信技術システム課課長補佐、廣重番号企画室長、神田番号企画室課長補佐、三田
データ通信課長、徳光消費者行政第一課長、湯本消費者行政第二課長

4. 議題

(1) 論点整理について

(2) その他

○山内主査 皆さん、本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻より若干早いではありますが、皆さんおそろいですので、会議を始めたいと思います。ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会第24回を開催いたします。

出欠状況でございますけれども、今回は、石井委員、それから、大谷委員、三友委員がご欠席となっております。

それでは、まず配付資料の確認について、事務局からお願いいたします。

○影井事業政策課補佐 それでは、配付資料の確認をいたします。議事次第に記載しておりますとおり、本日の資料は、資料24-1から24-3までの3点及び参考資料24-1から24-3の3点の計6点となっております。もし過不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

なお、本日も、恐れ入りますが、ワイヤレスマイクを使用するため、ハウリング防止の観点から、お手数ですが、ご発言の後にはスイッチをお切りいただくよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山内主査 資料のほうはよろしゅうございますか。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議題ですけれども、論点整理の続きでございます。前回の会合で、この論点のうちの「基本的な考え方」、それから、「『利用者対応』として求められる要素」、これを事務局からご説明いただいて、委員の間でご議論いただきました。今回はその残りということになります。残りの論点整理項目は、「『事業者対応』として求められる要素」についてでございます。まず、前回と同様に事務局からご説明いただいた後に、委員の間で意見交換・自由討議とさせていただきます。

それでは、内容について、事務局からご説明お願いいたします。

○安東事業政策課調査官 それでは、資料24-2をお手元にご用意いただけますでしょうか。まず、5ページ目をお開きいただけますでしょうか。前回、ご紹介しました総論の中で、「『事業者対応』として求められる要素」につきまして、NGNの接続ルールの整備に関して数点のテーマ、IP網への移行に伴う電話の競争ルールの見直しにつきまして数点、アクセス回線におけるサービスの競争環境整備において1点、それぞれ整理をしているところでございますので、この整理に従いまして、13ページ以降で考え

方について、簡略にご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、14ページ目をご覧ください。PSTNからIPへの移行に伴うNGNの位置づけでございます。「課題」の囲みの記載でございますが、PSTNからIPへの移行に伴い、NGNはボトルネック性を有するメタル回線及び光回線と一体として設置される設備としての性格を強め、NGNへの他事業者の依存性は強まるというような課題がある中で、矢印の下の「考え方」の囲みの記載でございます、IP網への移行後は、メタル回線も直接収容することになるNGNの基幹的な役割は一層重要なものとなるため、それに即した競争環境の確保が必要としているところでございます。

続きまして、15ページ目をご覧ください。このNGNに対しまして、必要な競争環境整備の観点から論点を整理しております。15ページの課題の中の2ポツ目でございますが、現在、PSTN経由のIGS接続により、他業者とNGNの接続が行われておりますが、IP網への移行後は、中継局接続機能を介したIP網同士の接続が必要となっていくという課題でございます。

これに関しまして、16ページでございますが、考え方の1ポツ目でございます。IP網への移行期間中及び移行後のIP-IP接続の接続料の算定のあり方につきまして、本委員会における検討を踏まえ、今後、総務省において検討をすることが必要としております。その際に、移行期間中におけるPSTN接続料の算定、現在はLRIC方式でございますが、このあり方についても検討することが必要としております。

2ポツ目、中段でございますが、この中継局接続機能の相互接続点、POIのインターフェースにつきましては、より少量の例えば現在の10Gbpsに対しまして、1Gbps、100Mbpsといったメニューが音声接続の必要性を考慮して重要になってくるという点をまとめさせていただいております。

3ポツ目で、情報通信行政・郵政行政審議会の答申——この11月18日でございます——においても、総務大臣に対して、「総務省においてNGNの具体的なアンバンドルの在り方について検証が行われること。」が要望されており、総務省において対応していく必要があるとしているところでございます。

17ページ目をご覧ください。もう一つの課題といたしまして、NGNの個別機能のアンバンドルにつきましては、移行後のIP網における競争環境整備に資する重要な取り組みでございます。他方で、事業者協議の長期化に関する課題が指摘されているところでございます。これを踏まえまして、考え方でございますが、2ポツ目、機能のアン

バンドルの要否について、接続を請求する事業者の要望を基礎として、第一種指定電気通信設備設置事業者に必要な情報開示を求めつつ、総合的に判断されるべきと考える必要があるとしております。また、3ポツ目、NGNのオープン化に向けた情報開示促進の一環として、ルータ、SIPサーバというNGNを構成する設備について、網機能提供計画の届出対象に追加して、網機能の変更を申請するような場合において、接続事業者に必要な情報が開示される必要があるとしているところでございます。加えまして、一種指定設備の機能を廃止する計画を有する場合についても、網機能提供計画の届出対象であることを明確にしながら、NGNの網機能の提供、廃止に伴う設備事業者への情報開示の一層の充実を図る必要があるとしているところでございます。

18ページ目をご覧ください。電話を繋ぐ機能のあり方について、でございます。こちらにつきましては、参考資料24-2に「電話を繋ぐ機能とは」という取りまとめを添付させていただいておりますが、そのポイントをまとめております。また、11月18日の本委員会で、この取りまとめの報告をさせていただいているところでございますので、詳細については説明を省略いたしますが、IP網同士の接続に当たりまして、新たに構築されることとなる電話を繋ぐ機能につきまして、考え方の一つ目のグループですが、繋ぐ機能POIの設置場所、設置箇所数、繋ぐ機能POIまでの伝送路のコスト負担等について、それぞれ取りまとめを行っていただいたところでございます。

また、19ページ目でございますが、その繋ぐ機能POIビル内の設備に関しまして、ビル、コロケーションスペース、電力設備などの扱い、また、預かり保守、共有ルータ等の提供主体につきまして、それぞれ考え方を整理させていただいているところでございます。

続きまして、その一番下のグループで、信頼性の確保という点につきましては、繋ぐ機能POIの設備構成、その他を踏まえながら、技術基準等により担保する必要があるという点を指摘しておりまして、この点につきましては、本委員会の検討と並行しまして、別途、専門的・技術的見地から、情報通信審議会IPネットワーク設備委員会の検討が行われることが予定されているところでございます。

20ページをご覧ください。NGNの役割が整理された上で、繋ぐ機能POIが1カ所新たに設置されていくと、集約されるということも踏まえまして、NGNの県間伝送路の役割について、論点が整理されております。IP網への移行等に伴う課題という枠の中の一番下の小さなポツでございますが、IP網同士の直接接続が行われます。その

中に繋ぐ機能P O I の設置場所・箇所数が集約されてまいります。今後は、競争事業者ユーザと、N T T 東日本・西日本ユーザの間での電話の疎通について、N G N の県間伝送路の依存性が強まります。また、現在、アンバンドルの調整を進めております優先パケット識別機能によりまして、フレッツ網、フレッツ契約の上で光 I P 電話のキャリアチェンジが可能になるという点も踏まえまして、考え方でございますが、N G N の県間伝送路につきましては、適切な規律を課すことにより、N T T 東日本・西日本が活用業務で利用する当該設備を競争事業者が利用するに当たっての料金、その他の提供条件に係る適正性・公平性・透明性を確保し、公正な競争の確保を通じ、利用者利益の確保を図るべきであるとしているところでございます。

2 1 ページをご覧ください。固定電話の「番号ポータビリティ」の扱いについてでございます。移行に伴う課題でございますが、現在、片方向番号ポータビリティのもとで、固定電話において番号ポータビリティが実現しない番号数、9 2 4 万番号が全番号数に占める割合が 1 4 . 6 %、I P 網への移行が進むことにより、今後も増加していくという状況でございます。

こういう点などを踏まえまして、考え方といたしましては、1 ポツ目、番号ポータビリティは本来的には、現在においても双方向で行われるべきものとしております。また、前回の 1 1 月の委員会でご議論いただきましたとおり、2 ポツ目でございますが、競争基盤と利用者利便を確保するため、固定系 I P 電話の双方向番号ポータビリティを早期に導入することが必要としております。

2 2 ページの 2 ポツ目でございますが、円滑な導入のためには、適切な規律を課すことが必要であると、あと、3 ポツ目で、固定系 I P 電話における双方向番号ポータビリティの導入のために、事業者間においては詳細検討を早期に行う必要があるとしております。

5 ポツ目でございます。上記の考え方に基つきまして、本委員会としては、今後、事業者間協議が速やかに進められるように促しつつ、事業者間意識合わせの場の事務局である N T T 東日本・西日本からの報告や各事業者からの意見聴取等を通じて、事業者間協議の進捗状況を随時確認しながら検討を進め、2 次答申の取りまとめに反映する、総務省においては、双方向番号ポータビリティの導入に係る制度整備の検討や必要な調整を行うことが適当としております。また、双方向番号ポータビリティの導入を前提として、双方向番号ポータビリティを利用可能な地理的範囲を、番号区画の範囲内とするロ

ケーションポータビリティの拡大についても検討が必要であるとしております。

続きまして、23ページ、マイライン・中継選択機能の扱いでございます。課題を踏まえて、考え方、24ページのほうからご説明をさせていただきますが、1ポツ目、IP網におきまして、競争基盤の提供、事業者選択可能性を確保するには、その手段として、利用者が事業者を変更した場合に、桁数を変更せずに、もとの電話番号は利用可能とすることの担保が考えられるのではないかと。その場合、光IP電話においては、番号ポータビリティ並びにNGNが優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドルによる競争環境整備が確実に担保されるのであれば、IP網、NGNにおいて中継電話に相当するサービスの競争環境を確保されると考えられるとしております。

2ポツ目、事業者において、現在も一定規模の登録数を有するマイラインの顧客基盤、タッチポイントを確保する等の観点から、マイライン代替機能として、11月のヒアリングにおいて、以下の①から③のような提案がなされているところでございます。

3ポツ目でございます。マイラインまたは代替機能の利用については、ニーズやコスト等を踏まえて結果を判断されるべきものであることから、まずは、NTTが上記それぞれの場合のコストを明らかにした上で、具体的な提案である①、②につきまして先行的に事業者間協議を速やかに進めるべきではないかとしております。本委員会といたしましては、今後、事業者間協議が速やかに進められるよう促しつつ、1次答申取りまとめに向け、事業者間協議の進捗状況を随時確認しながら検討を進める必要があるとしております。

下から2つ目のポツでございますが、仮にマイライン代替機能がNTT東日本・西日本により提供される場合には、料金その他の提供条件について適正性・公平性・透明性が確保されるよう適切な規律を課す必要がないか検討する必要があるとしております。いずれの場合におきましても、NTTによりメタルIP電話の具体的な提供条件、設備構成等が明らかにされることが必要であるとしております。

25ページ目をご覧ください。固定電話発・携帯電話着の利用者料金設定事業者のあり方でございます。考え方でございますが、現在、利用者による選択を重視して、IP電話事業者がIP固定電話発携帯電話着の場合において料金設定するという最低基準を総務省の方針において示しているところでございます。

今後のIP網に関しましては、固定電話発・メタルIP電話発携帯電話着の利用者料

金について、この方針の考え方を参照しながら、まずは事業者間における議論・検討が進められていくことが適当であるとしております。

26ページをご覧ください。アクセス回線におけるサービスの競争環境整備についてでございます。課題の囲みの記載でございますが、IP網への移行に伴い、光回線への移行促進が重要な課題。光IP電話は光ブロードバンドの加入を前提としたオプションサービスとして提供されており、一部例外を除き単独提供されておらず、電話サービスのみの利用ニーズに対応していない。今後さらなる需要減少により、メタル回線の接続料の上昇が想定される状況にあるという中で、27ページ目でございますが、考え方といたしまして、1つ目で、加入光ファイバに係る接続料の低廉化、メタル回線の接続料の上昇傾向、こういった中で円滑な移行の観点から、メタル電話と同等の料金水準、基本料水準での光IP電話の単独提供の可能性及び必要性について検討が必要であるとしております。

また、加入光ファイバの接続料の一層の低廉化の指摘。他方で、PSTNからIP網への円滑な移行、事業者の事業判断を促す観点から、DSL事業者を対象としたメタル撤去に係る4年前ルールを直収電話事業者にも適用するなど、NTT東日本・西日本から接続事業者に対する情報提供について、適切な規律を課すことが必要。

最後に、接続料と利用者料金の関係の検証、スタックテストのあり方及び検証により要件が満たされなかった場合の具体的な対応について検討する必要について整理をしております。

28ページ目、最後でございます。NTT東日本・西日本が事業拡大している光回線の卸売サービス、光サービス卸についてでございますが、課題として、固定電話網のIP網への円滑な移行を進める観点から、考え方でございますが、光サービス卸の料金その他の提供条件の適正性・公平性等の確保、FTH市場における競争関係状況について、引き続き分析・検証・報告等を行い、課題が生じた場合には、その改善に向けた検討を行う必要があるとしているところでございます。

以上、駆け足でございますが、論点整理の説明でございます。

○柳迫料金サービス課補佐　　続きまして、参考資料24-3、国内の音声通信量の動向につきまして、補足説明をさせていただきます。前回、事務局から、1ページ、3ページと4ページについてご紹介させていただきました。この1ページの資料につきまして、前回、大谷先生から、10年間の通信回数の構成比の推移がどういう傾向なのかとご質

問を受けました。そこで、今回、2ページにあるとおり、10年前と5年前との比較という形で通信回数の構成比の推移を資料にまとめさせていただきました。

こちらの資料は、ポイントだけ簡単にご紹介しますと、①の固定電話発通信回数の構成比を見ていただきますと、10年前から総通信回数は減っていますが、その中に占める固定電話の割合がほぼ横ばいとなっております。④の固定電話着通信回数の構成比についても、2004年は77.7%だったものが2014年で56.3%と減少しているものの、まだ固定電話の割合が高いということがこの資料でわかります。

簡単ではございますけど、前回の説明の補足でございます。

○山内主査 ありがとうございます。資料説明は以上でよろしいですか。

○安東事業政策課調査官 以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。

それでは、議論に入りたいと思いますけれども、先ほど言いましたように、『事業者対応』として求められる要素』についてのご議論になります。どなたでも結構です。何かお考え、あるいはご質問ありましたら、ご発言願いますが、いかがでしょうか。

○相田委員 この資料で言いますと、24ページですか、マイライン機能・中継選択機能の扱いというところで、ちょっと最初の丸のところ、番号をやっている者としてややというか、違和感があるというところで、先ほど途中でも説明しましたがけれども、そのNGN上の電話サービスというのは、昔で言うADSLを逆転させたようなもので、ADSLのときには回線の費用を電話側で持っているので、ラインシェアリングで、安い機能でその上にデータ通信、ブロードバンドが上乗せできるというのだったのに、今度、NGN上の電話サービスというのは、NGNブロードバンドサービスで回線費用を持っているから、その上、500円で安く電話サービスができるというものに相当しているわけですがけれども、このNGNの優先パケット識別機能とかいうのが出てきたとして、ちょっとまだそのスペックがはっきりしないので、同じNGNブロードバンド加入の上で複数の会社の電話サービスを選んで使ったりすることができるのかとかいうあたりがよくわからないところであるわけです。

これに対して4桁の事業者識別番号で選ぶ中継選択サービスというのは、マイラインプラスとかでかなり縛られるにしても、毎回、積極的に00ペケペケとダイヤルすれば、国際電話等で今回はどこのサービスを使うということが出来るものなんですけれども、改めて各社さんの特に国際電話のサービスのホームページで調べてみたんですけれども、

一般電話からの利用の料金表のところ、光電話からではお使いいただけませんということで、非常に加入とそういう国際長距離とが完全にバンドルされたサービスということになっているというので、加入者の獲得競争というところでは、確かにこういうものが整備されると環境整備になると思うんですけども、やっぱり中継電話で、あるいは国際通話で行われていたサービスの選択性というようなあたりではちょっとやっぱり違うのかというところで、特に国際なんかの場合ではクレジットカード通話ですとか、オペレーター通話ですとか、提供していらっしゃる事業者さんと提供していらっしゃらない事業者さんというのがあるということで、特定の事業者の電話サービスに加入しているがゆえに他の事業者の国際通話サービスを使えないというような光電話の現状というのは、やはりまずいんじゃないかなと思います。だから、別の言い方をすると、ここは競争環境でもあり、一方で、利用者利便のほうでもあるわけで、ちゃんと個ごとに事業者を選べる機能というようなのは、少なくともある種のサービスについては、残される必要があるんじゃないかなと思います。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。事務局のほう、ご意見ということでよろしいですか。

○安東事業政策課調査官 ご指摘につきまして、まず、ご意見ということで承らせていただきたいと思います。

○山内主査 ありがとうございます。ほかに。どうぞ酒井委員。

○酒井委員 すいません。前回、出てきたので、ちょっと1カ所だけ、前のところでもよろしいでしょうか。

○山内主査 いいですよ。

○酒井委員 一番最初のところで突然書いてあるところなんですけど、7ページのところに、主たる移行先である光IP電話への移行まで視野に入れて、具体的な移行工程・移行スケジュールを示すことが必要であると、当然は当然なんですけど、ただ、この文章をこのまま見ると、要するに光IP電話しか移行しちゃいけないような形にちょっと読めまして、もともと全体の方針としてはそうなんですけれども、私個人的には、電話のまだメタルというものは結構残るような気がいたしますし、電波もあるかもしれませんし、そういったところがまだ明確になっていないんじゃないかとは思いますが、あまり最後は全部、光IP電話への移行まで視野に入れた移行スケジュールと書きちゃうと、

かえってNTTも書きにくくなって、大体光に行くけど、こういった部分はもしかすると、ということも書ける余地があったほうがいいんじゃないかなという気がいたしました。

それから、いいですか、もう1点、先に。もう1点なんですけれども、22ページ、これは今回のところなんですけれども、番号ポータビリティというのがここに書いてあることは問題ないと思うんですが、最終的には双方向に行くべきだろう。ただ、考えてみますと、やはりこの番号ポータビリティは、事業者によっては、中小事業者、負担が相当かかる可能性もあるということと、遅くなったほうが自分としては有利だということもあり得るので、何かうまい期間にきちんとやらないと、わりとこれも難しいかな。ゆっくりやっていると、ゆっくりなほうが得だという会社があると、それはそれでかえってまずいことになってしまうのではないかというので、このあたりは書いていることは構わないと思うんですが、ちょっとやり方を工夫して、なるべく短期間で、いつまでに全部終わらせるというような形まで持っていけないといけないのかなという気がいたしました。

以上、2点です。

○山内主査 事務局。

○安東事業政策課調査官 まず、1点目の光IP電話が主たる移行先という点と、関連のご質問でございますが、前回の議論の中で、2ページ目でございますが、移行後のIP網のあるべき姿、基本的考え方というところで、この委員会でもこれまでよく議論がございましたけれども、距離に依存しない低廉な電話サービス、さらには高度で多様なサービスなど付加価値サービスが提供されることで、そうしたIP網への移行の意義を最大限生かすことにより、移行の円滑が図られることが必要という認識のもとに、4ページ目で、IP網への移行の意義をしっかりと確認しながら、その上で進めていくべきではないかという議論がございました。そういう点から鑑みますと、先ほどの7ページ目でございますけれども、これはご指摘のとおり、移行先としてはさまざまな形が現状進んでおりますけれども、メタル電話というものが今後、交換機の維持限界の中で変質していく中で、主たる移行先としての光IP電話への移行まで視野に入れられないといけない、IP網への移行の意義という議論があった中で「光IP電話まで視野に入れ」ということございまして、こういう点で、移行のスケジュール、工程につきましても広い視点で提示をしていかないと、メタル電話、メタルIP電話で終わってしまうという点を

どのように改善していくのか。また、積極的な移行をどう促すのかという点からの意義の強調の一環で議論を行ってきたものでございます。

また、22ページの双方向番号の関係でございますが、中小事業者だけが対応が遅くなった場合に結果としてそうした事業者が有利になるのではないかとこの点でございます。この点につきましては、委員会でも、双方向番号を早期導入するというご議論がございました。さらには、事業者間でさまざまな課題を早急に協議するとされておりますので、まずは、全員で双方向番号の早期実現に向けた協議を加速していただくということが重要であると考えております。その協議の中で事業者の負担という点も課題になってまいりますので、その点につきましては、実装を考える中でさらに議論していくということでございますが、ご指摘のとおり、遅くなったほうが有利になるとか、そういう点がもし顕在化すれば、それはまた番号ポータビリティの実装そのものに影響を与えてまいりますので、その点も十分加味しながら、事業者間協議、さらには委員会での状況確認というものを進めていくことが必要ではないかと考えております。

○山内主査 最初の点は、あくまでもメタルIPが通過点だと、そういうところを強調している、そういうことですね。

○相田委員 ちょっとよろしいですか。すいません。これは先週の前の話なのであまり深入りしたくないんですけど、その途中で出てきた技術基準を検討するという観点から言うと、ここで言っているメタルIP電話というのは、今回、NTTがとろうとしている、従来の交換機を収容装置として使いというようなものを言っているのか、もうちょっとIP技術を駆使しつつでも、加入者線インターフェースはメタルだという一般論を言っているのか。多分これから技術基準をつくるときは、後者のほうしかつくれないと思うんですね。なので、ちょっとそういう意味で、この用語の定義というんでしょうか、そこら辺をもう少し明確化していただいたほうがいいかなと。

ここの今の7ページのあれで言うと、今、NTTさんがとろうとしている携帯のメタルIPは、おそらく誰が見てもあまり終着点ではないという一方で、特にルーラーの地域等々で、最終的にそういうところもみんな光IP化するんですかというところについてまだよく見えてないところなので、主たるあれではないかもしれないけれども、もしかしたら、メタルインターフェースのIP電話というのは最後まで残るのかもしれないというあたりとのあれを今、酒井先生もおっしゃったんじゃないかなと思いますので、ここで言っているメタルIPという言葉がどの範囲のことを言っているのかというあた

りがもう少し明確化していただければいいのかなと思いました。

○安東事業政策課調査官　この点に関しましては、現在、NTTからメタルIP電話に係る提供条件や詳細な設備構成が十分示されていないということもございますので、7ページの4ポツ目でございますとおり、こういった点をできる限り速やかに開示していくということも同時に求めながら整理を図ってまいりたいと思っておりますのでございます。ご指摘、ありがとうございます。

○山内主査　ほかに何か。じゃ、内田さんで、池田さんで。

○内田委員　17ページのNGNの競争環境整備のところなんですけれども、私自身はNGNのオープン化ですとか、アンバンドルというのは推進すべきであるという立場を一応とっておりまして、それが前提という上でのお話なんです、これに書かれている内容のような不具合が発生しているというのは、どういったところに原因があるのかなと。ここには、情報の開示が不十分であるというような形ですとか、要望事業者のほうに過度な負担が行っているんだとか、そういう論調なんですけれども、まず、そもそもこれは果たして本当なのかというところが気になるところです。例えばこのルータやSIPサーバーの設備に関する情報の開示については、情報開示告示というのが資料24-3の46ページなんかにも書いてありまして、ここで見ると例えば通信のプロトコルに関する情報ですとか、NNI、UNIの条件ですとか、そういったものは一応開示されているとは書かれているので、どの量で開示されているかはわかりませんが、そんなことを見ますと、現状どういような情報開示をするべきであるということがもう少しきちんとわかっていないと、今、どういうところに構造的な問題があるんだというのがわからないままの議論になってしまって、非常に漠然とした議論になってしまうんじゃないかなというところをちょっと気にしていますので、今、申し上げたようなところを整理した上で、今、問題になっているようなところを解決できればいいのではないかなと思います。

○柳迫料金サービス課補佐　ご指摘、ありがとうございます。内田先生ご指摘の点につきまして、情報開示告示において、ルータやSIPサーバとかのインターフェース、プロトコル等の情報の開示は措置されております。他方で、現行のNGNの接続機能では、例えば中継局接続機能と網改造料で回収されるIPoE接続は、それぞれゲートウェイルータで接続しますが、ゲートウェイルータに設定されている機能が異なっております。IPoE接続ですと、ゲートウェイルータに機能が追加され、どのISPにパケッ

トを振り分けるかといった振り分け機能が設定される一方で、中継局接続機能にはそういった振り分け機能が設定されていないとか、実はルータの機能が接続形態によって異なっておりまして、そういった機能の追加・変更に関する計画が十分に公表されていないと、そもそも接続事業者さんとしても、どの機能を使えばいいのかとか、どういう接続形態や機器の開発が必要になるのかといったことがなかなか判断しづらいのかなと。

今後、IP-IP接続に移行していきますと、今度はSIPサーバ同士の連携が必要となってきますし、SIPサーバ同士が連携するに当たって、SIPサーバにどのような機能が追加・変更されているかといった情報が必要となる場面もありますし、そういった機能の追加・変更に関する計画というものをこれから接続事業者さんにしっかり公表されることが円滑な接続のために必要になってくるのではないかと考えております。そういう趣旨で網機能提供計画の中で、今後、円滑なIP-IP接続に必要なルータ、SIPサーバ等の機能の追加・変更に関する計画の公表が必要ではないかという考え方を書かせていただいたものでございます。

○内田委員 情報の開示自体は適切な形でなされるべきであるということは、私もそのように思いますので、その点について何か意見を申し上げているわけではなくて、どの粒度でどういう情報が渡れば良いんだという、そこが明らかになっていないと、どこを目標にして議論をすればいいのかがわからなくなってしまう、そこをちょっと気にしています。これでは不十分であるというような意見がいつまでたっても消えないというような状況になってしまって、特に立証責任を負わせるとかいうちょっと強い論調で書かれているところが気になったりしていますので、こういう情報を提供されれば、要望事業者も議論できるね、検討できるねという、そのレベルがどこにあるのかというところをまずは意識を合わせていくところが重要なんじゃないかなと思っています。

○柳迫料金サービス課補佐 ありがとうございます。接続協議に関する情報開示につきましては、NGNの接続制度に関するパブコメの中でも、情報開示が不十分であるという意見は、接続事業者さんからたくさん出されておりました。

一方で、NTT地域会社さんからは、情報開示告示にのっとしてプロトコルやインターフェース等の必要な情報は開示しているということで、片方は「情報開示が足りない」、もう片方は「必要な情報を開示している」ということで、なかなかかみ合わないところがございます。接続事業者さんの立場からしますと、結局どういう情報が必要かというのがそもそも判断できないような状態であったりもしますし、足りない情報というのが

なかなか具体的に定められないというところもあります。そのため、NTT地域会社さんにおかれましては、円滑な接続のために必要な情報については、情報開示告示に規定されていないものであっても、可能な限り開示に努めていくことが望ましいという考え方が、これまで接続委員会等でも示されているところです。

今後、IP-IP接続に移行するに当たって、ルータ、SIPサーバ等にどのような機能が追加・変更されるのかといった計画の公表は、円滑な接続を図る観点から必要になってくるのかなと考えております。

○内田委員 それはその通りだと思います。先ほど申し上げた構造的な問題と申し上げたのは結局、NTTさんとしては情報開示告示に則ってやっている。でも、接続事業者、要望事業者のほうはそれでは足りないと言っていて、そこは、もう今こういう状況だから、もう起こるべくして起こっているような問題だというふうな構造的な問題であるというところがちょっと私としては感じているところです。

○柳迫料金サービス課補佐 その構造的な問題というのは内田先生のおっしゃるとおりだと思っております。ですから、接続協議を円滑に行う観点から、現行の情報開示告示で足りない部分というものが出てきましたら、そこを補う仕組みが必要になってくると考えております。

○安東事業政策課調査官 加えまして、IP-IP接続というマイグレーションの動向を考えますと、これからNGNにさまざまな開発が施されていくという状況もございますので、情報提供をしっかりと行っていただきながら、円滑な接続を行うことによるサービスの提供ということが非常に重要になってくるという局面もございます。あわせてこの点も認識をしていきたいと思っております。

○内田委員 そこに関して異論はございません。

○藤野料金サービス課長 お返事のほうは少しかみ合っていないような感じがありましたが、それぞれの接続協議によって、今、この情報が必要ですか、何とかというのは個別的でバリエーションがあるんだと思うんですね。ですので、そこを網羅的に、ここが示されればいいんだというところまで何らかの形でルールで示すところまでは難しいとは思いますが、しかし、例えばこれまではこういうところが困っていたとか、こういうところが抜けていて、ここのところで検討が何か求められたところがありましたねと、そういうところをもうすこし具体的に言えないかなと思いますので、そういった表現をできないかと考えたいと思います。

- 内田委員 　　ぜひその方向で検討をお願いいたします。
- 山内主査 　　ありがとうございます。時間の関係もございますので、少し議論を進めたいと。池田さん。
- 池田委員 　　ありがとうございます。今、内田先生がおっしゃった立証責任を負わせという書きぶりはきつい言葉じゃないかというご指摘ですが、私は、ここの部分はすごく重要だと思っております。いろいろお話を聞くと、具体的要望、アンバンドルの3要件と言われている具体的要望について「技術的に可能な具体的要望を出せ」というような運用のされ方がされているのではないかと、NTTのNGNのネットワーク構造が接続事業者にはよく分からないにもかかわらず、NTTのNGNに適合した技術的に可能な具体的な要望を出せというのは雲をつかむような話であって、なぜこの具体的な要望が必要かという、接続協議はしたはいいいけど、その後に使われないとか、そういうことが起こってはいけないということだと思っておりますので、「具体的要望」のレベル感でちょっと運用に問題があったのではないかと懸念をもっておりますので、資料 24-2 の 17 ページにあるこの指摘はすごく重要だと思っております。

他の論点について、まず、スライド 21 ページの番号ポータビリティの関係については、双方向番号ポータビリティに向けてぜひ協議を進めていただければと思います。ただ、そのマイグレーションというフェーズでありますので、メタル IP に戻ってくるという方向では要らないのではないかなと考えています。

それから、この番号ポータビリティの議論は、ユーザがサービスを受ける事業者を切り替えやすくするということでもあります。その面においては、今回の議論の対象外になっておりますNTTのサービス卸で再転用時に番号のポータビリティができないという問題は、スイッチングコストが高くなるという点で私は本質的には同じ問題だと思っておりますので、マイグレーションに伴う番号ポータビリティとは別に、サービス卸の再転用時に番号ポータビリティができないという問題についても、技術的にできるのであれば早目に対応していただければと思っております。

次に、スライド 24 ページのマイライン機能と中継選択機能の扱いについてです。光 IP 電話においては、番号ポータビリティ並びにNGNの優先パケット識別機能と優先パケットルーティング機能のアンバンドルによる競争環境整備が確実に担保されるのであればということで、これは条件がついておりますが、なぜこういう条件がついているのでしょうか。マイライン機能というのはダイヤルパリティといいますか、4桁の番号

をダイヤルせずに利用可能ということなので、ダイヤル桁数を同等にする趣旨と理解しています。番号ポータビリティとNGNのアンバンドルがあれば同等の競争環境が確保されているのではないかと整理の仕方ですが、これが想定しているのは、例えばブロードバンド契約を変えやすい環境を整備すれば、マイライン相当ダイヤルパリティの問題は生じないというような整理の仕方になっているように思いますが、今の使い方としては、00ペケペケという形で通話するたびに4桁の番号をつけて電話会社を選べるというところにダイヤルパリティが必要だということなので、果たしてこれらの条件が今まであったマイライン機能と同等なのかという点はよく分からなかったです。

最後に、スライド24ページの固定電話発携帯電話着の利用者料金設定権を、もし引き続き携帯電話会社が持つようなことになると、料金を下げるインセンティブがないわけですので、引き続き高い値段になってしまって、競争が働かないのではないかと、いうことをちょっと懸念いたします。

以上です。

○山内主査 事務局。

○藤野料金サービス課長 ありがとうございます。4つ順番に行きたいと思えますけれども、最初に、17ページから行きます。具体的な要望の件ですが、具体的な要望があることをアンバンドル要件としたというのは、実は総務省側がやったわけですね。17ページの上のほうに書いてありますが、アンバンドルの3要件のうち、技術的な可能性や経済的負担の可能性がないという2要件については、そもそも接続請求への許諾義務を解除するような要件がないと言っているにすぎないので、当たり前の話なんです。

①のところなんです、もともとは、要するに何を求めているのかわかるようにという程度のことだったのかもしれませんが、これを請求側に求めるというのを厳密にやるとにっちもさっちも行かないというのはご案内のとおりで、情報の非対象性があるので、総務省で持ち出した要件でもあるから、これが変に解釈されないようにしようという意味で、今回、否定させていただいたので、確かに表現はきつく見えるかもしれませんが、そういうふうなことで解釈されては困りますという趣旨でここは書かせていただいているということでご理解いただけるかなと思います。

それから、次は、番号ポータビリティの件ですね。今、メタルに戻るのには不要じゃないとか、いろいろお話しいただきましたけれども、番号ポータビリティは、片方向でいいということが言われたことは実は1回もないんですね。双方向というのは当たり前

に思われていて、ただ、99年の固定の番号ポータビリティをやったときに、実際にかかるコストが860億円とNTTが試算して、そういうことであれば、当時の競争の一方の当事者であるNTT側でも、これくらいかかるのであれば片方向がいいとおっしゃったのもあって、片方向にしたんですけれども、ただ、当時も片方向でいいと言ったわけではなくて、ダウンスペックして、初期は片方向かもしれないけれども、適当な時期に双方向を実現しましょうと言ったんですね。それを99年に言って、現在までそれはそうっていないというのは、やはりスケジュールをしっかり決めていなくて、見通しがよくなかったというのもあったかもしれないと思います。

したがって、今回も、番号ポータビリティ、双方向でやろうというときには、どこかの時点で、先ほどこちよつと意見を積み上げとかもありましたけれども、いつまでに実現しましょうというところは決めていかななくてはいけないんだとは思いますが、ただ、それをやるにしても、実際幾らかかるんだとかというところの見きわめをして、実現可能性なんか見ていかななくてはいけないかなと。その中で、メタルに戻るところは要らないとか、要るといふところも出てくるんだと思うんですね。そこをもう少し見きわめした上で決めていきましょうということやっていけないかなと思っているところで、そういったことから、費用の試算も含めて動向を見たいということですね。その中でもしかすると、メタルに戻るのは要らないかもしれませぬというのはあるかもしれないと思います。そういった議論をできないかなということですね。

それから、マイラインと番号ポータビリティで、マイラインについては、光IP電話においては全く代替されるのかというお話だったかと思うんですけれども、マイライン、ダイヤルパリティというのは結局、中継選択をやるとき、番号を00XYとつけるときに、デフォルトで00XYが要らない事業者もいたりして、そうすると、その番号の桁数で有利、不利があるのではないかなというのがあって、それを前もって登録することで00XYをつけなくてもできるようにすれば、その同等性は確保されるのではないかとやったわけです。

したがって、そういった意味で、番号を余計につけなくてもいいのではないかなというところを、もし番号ポータビリティの今後の展開の仕方によってカバーできるのであれば、そういうやり方もあるかなということここは申し上げているというご理解をいただけたらと思います。それでも00XYを選択してやれる選択肢はあったほうがいいとか、先ほど国際電話のお話もありましたけれども、そういうのはあるかもしれないと思

うんですけれども、ここで言っているのは、マイラインというのを仮になくすのであれば、しっかりそれをカバーできないといけないというふうなことなので、もしできないとすると、もっと別なやり方を考えなくてはいけないかもしれませんけれども、そういうふうなことかなと思います。

あと、料金設定権の話ですが、これは従来から、まず事業者間協議でとしているというのは意味がないわけではなくて、自分の利用者を誰が捕まえに行くかというか、自分の利用者をどういうふうに捕まえていくかというのを決めるというのは、結局、事業者間利用者にいいサービスを提供しようというときの競争条件なわけですね。したがって、それは非常に大きくかかわるので、そこは事業者でまずどういうふうにやろうというようなインセンティブ、イニシアチブというのは大事にしようということで、協議優先ということでやっていると思います。

ただ、それが、自分はこのユーザに対してちゃんと料金を提供したいんだけど、どうしてもできない。固定発携帯着で携帯側料金設定というのはもう電電公社時代当時の電電公社内の整理から始まってしまったので、経緯は経緯ですが、しかし、それがあつたため、事業者間協議もうまくいなくて、ちゃんと設定できないのであればということで、裁定基準を示すというやり方をやったわけです。ですので、今回の件でも、NTTの中継会社が今回、関係してくる話ですけれども、協議がまずうまくいってほしいということをやまず期待して、それで利用者利便を損なうような形でしか仮にうまくまとまりませんということであれば、そこで次にまた裁定基準という形になるかわかりませんが、そこは協議先行ではあるんですけれども、そこはよくウオッチしてフォローしていきたいなと思いますので、そういった形でどうかということでございます。

○山内主査 よろしいですか。ほかに。特にほかにご意見。じゃ、関口委員、どうぞ。

○関口委員 大体、あらかたの議論はされていると思うんですけれども、2カ所ほどコメントしたいと思います。1つは、番号ポータビリティについて、もう1つは、マイラインについてお話をしたいと思います。番号ポータビリティについては、優先パケット識別機能等で自前の電話を構築できるようなメニューが整いつつあるので、早期に双方向番号ポータビリティが機能すれば、これはやっぱり競争促進のためにプラスになると思うんですが、やっぱり課題になっているのは1つ、コストの問題が立ち上がるわけでありまして、参加する固定系の事業者さん全部にかかわってくる話ですから、市場

全体で言うとそこそこの規模での投資が必要になってくると思うんですけども、実は携帯のほうでは、上の3社が双方向番号ポータビリティを早期に実現をして、もう運用に成功しているわけですね。キャッシュバックをつけないと、契約をとってこれられないという考えはいろいろあるにしても、それにしても番号は同じに、ということがもう実現しているわけですし、今回のENUM方式という資料24-3の57ページ目のところで、絵が整理されていますけれども、リダイレクション方式から今回、ENUM方式に変わるということで、携帯事業者のナンバーポータビリティのモバイルのほうでも同じ方式が採用されていると理解していますので、例えば携帯事業者側の実績のある番号データベースに固定側が相乗りできることで、MNOと一緒に経由している2社さんに関しては、できるんじゃないかと思っているんですけども、そこが何か制約があるのかどうかを含めて、ぜひ事業者さんにそういった意見をお伺いして、そういった発想が、それは文系の突飛な発想だと言われるかもしれないけれども、検討に値するかどうかを含めてぜひご意見を頂戴できればと考えています。これが番ポのほうです。

それから、マイラインのほうは、資料24-2の24ページ目のところについて、白丸の2番目のところで、①、②、③のオプションの中で、まずは①、②という形での整理があるわけですけども、もう少しここは、NTT側にも、もう少し移行のタイミングというのをどういう形の時間スケジュールなのかをご提示いただかないと、マイライン機能の幾つかの複数事業者がいる中で、どういう形でその事業者がサービス提供していくのかという選択を含めて、時間軸がわからないとこの②の移行後という言葉も変わってくるように思われるんですね。少なくともメタルIP電話が距離区分がなくなるわけですから、マイラインの料金面で言うと、やっぱり新しいメタルIP電話の料金水準に追随せざるを得ないだろうと考えると、マイラインの今、参加している事業者さんたちは、どういう形で今後、商売していくのかということについての区分というのか、その整理をこれから考えていくということになると思いますので、NTT側にもそういった情報提示をお願いすると同時に、そういったことが反映された検討がもう少しこの書きぶりにも反映できるような工夫をしていただけると幸いです。

○安東事業政策課調査官 事務局でございます。携帯事業者が実装している双方向番ポの仕組みへの固定電話における双方向番ポの相乗りの可能性という点につきましては、事業者間の意識あわせの場においても、携帯事業者が現在実装している双方向番ポについての経験、そのノウハウというのを聞きながら、さらに検討を進める方向となつてご

ざいますので、その点もあわせまして、検討を加速するように、情報をお伝えしてまいりたいと思います。

また、コストが下がっていくという点が非常に重要だという側面もございます。その点で言うと、これがもしコスト削減の効果につながるのであれば、少なくとも相乗りができる利用者にとっての負担は下がっていく効果もあるのではないかと思いますので、よく確認してまいりたいと思います。

移行スケジュールはというご指摘がございました。11月4日の本委員会における短いヒアリングの場でも、KDDIのプレゼンにおいては、ある段階でやめた場合の周知コストという点を強調されておりました。その周知コストと、あとは顧客基盤をどう巻き取るかという観点での時間という、その2点がございましたので、先ほど関口先生がおっしゃるとおり、今、ニーズやコストを踏まえてNTTがコストを明らかにした上で、①と②について先行的にという点がございますが、そこにも、時間軸も関係してくる部分があるかとは思っていますので、協議を促進するに当たっては、そういう点も留意しながら進めてまいりたいと思っております。

○山内主査　ほかにご意見いかがですか。あまり時間がないので、なるべく簡単をお願いしたいんですけど、ほかにいかがですか。長田委員、どうぞ。

○長田委員　固定電話発携帯電話着通信料金のところ、事業者間協議ということなのですが、これは非常に、こんなに料金の差があるということを我々利用者がみんな知らないのが現状だと思っていて、ここは事業者間の協議はもちろんなんでしょうけれども、国民的に認められるかどうかというところは、やはり皆さんに知らせていくべきだと思いますし、もうちょっと幅広の議論が必要ではないかと思えます。

○山内主査　ありがとうございます。どうですか、簡単に。

○安東事業政策課調査官　本委員会での料金設定権の議論を踏まえて、答申に向けてどのようにするかということは検討してまいりますが、現在は、先ほどのご説明のとおり、事業者間協議を最初に行いながら、それに問題があった場合に次のステップというところも行くという認識を持ちながら、委員会の意見として示されたこういった考え方について、うまく反映できるかどうかを検討してまいりたいと思います。

○藤野料金サービス課長　利用者にどういうふうに、この料金がなっているかという実態がわかるようなやり方、それも検討したいと思えます。

○山内主査　ありがとうございます。そのほかよろしいですか。

ありがとうございます。それでは、まだご意見あろうかと思えますけれども、時間もありますので、この辺で議論を終了させていただきますが、大変有益なご意見をいただきました。その点は事務局に十分、考慮していただきたいと思えますけれども、ただ、基本的には、今回の論点整理については、大きな変更というようなことはなかったと思えますので、今後は、報告書に向けての骨子案を事務局にお願いしたいと思えます。その中で今のご意見等を十分に反映していただければと思えます。

また、今日、時間がございましたので、追加的なご意見などがあれば、個別に事務局のほうにお伝えいただければ、これは12月14日までですか、骨子案に反映するとすればそういうことですので、14日までに書面でお願いしたいと思えます。

以上でございます。次回の日程等について、事務局からご説明お願いいたします。

○影井事業政策課補佐 次回の委員会の日程につきましては、別途ご案内とさせていただきます。よろしくご説明申し上げます。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上